

三井ダイレクト損保の自動車保険（総合自動車保険） 重要事項説明書

この書面では、三井ダイレクト損保の「総合自動車保険」に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、当社Webサイトに掲載の「約款のしおり（普通保険約款・特約）」^{（注）}に記載していますので、必要に応じて当社Webサイトを参照いただくか、当社お客さまセンターにご請求ください。

（注）eサービス（証券不発行）特約をセットしていない契約については、ご契約後に保険証券とともにお届けします。

「約款のしおり（普通保険約款・特約）」には、**普通保険約款・特約**の他、📖のマークに記載の項目等を記載しています。

保険契約者と**記名被保険者**が異なる場合には、この書面に記載の内容について、**記名被保険者**にも必ずご説明ください。

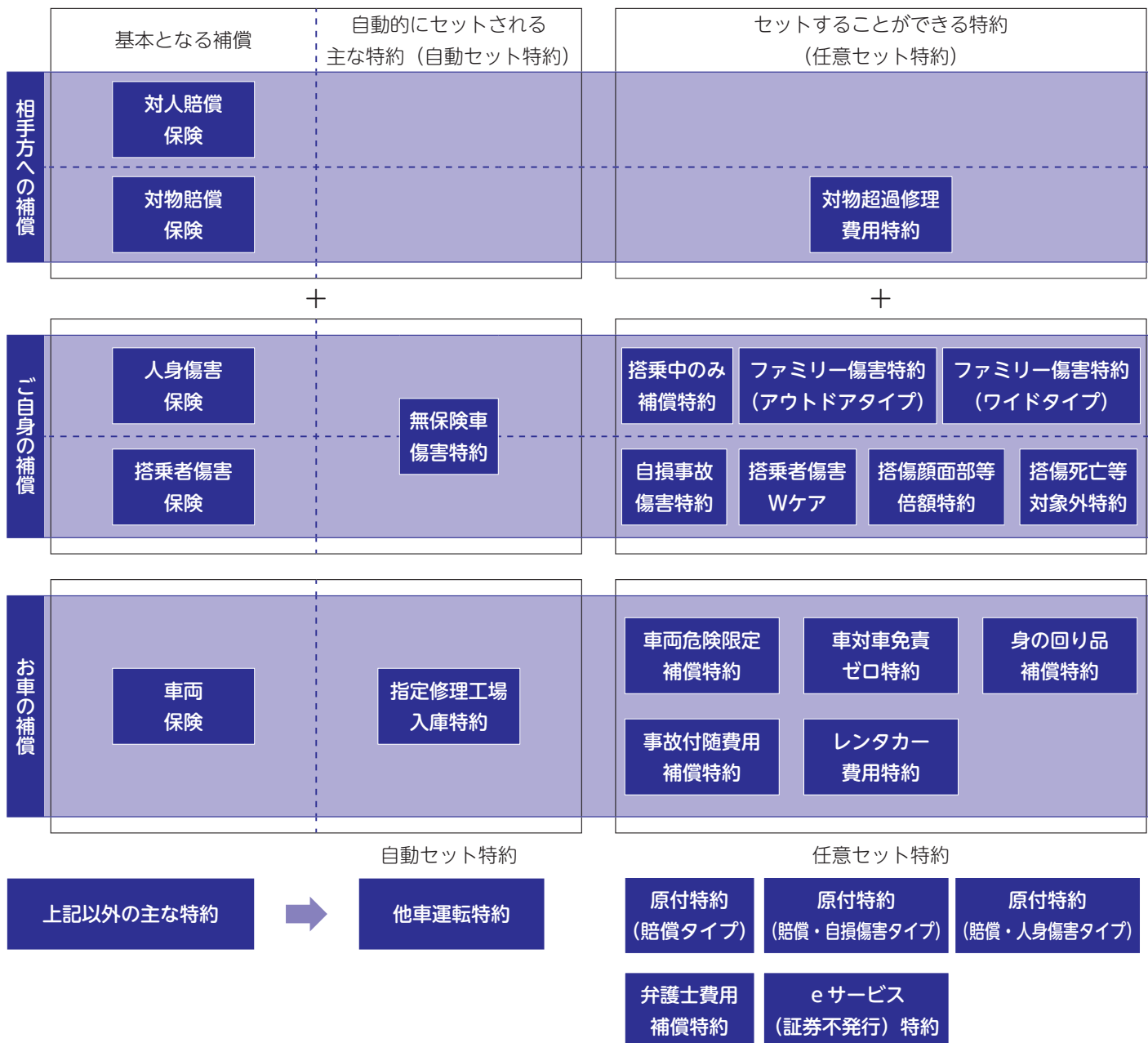
1 契約締結前におけるご確認事項

（1）商品の仕組み

契約概要

三井ダイレクト損保の「総合自動車保険」は「相手方への補償」、「ご自身の補償」、「お車の補償」で構成されます。

必ずセットいただく「相手方への補償」に、お客さまのニーズに合わせて必要な補償を組み合わせることでお選びいただけます。



(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は次のとおり構成されており、**保険金**をお支払いする主な場合および**保険金**をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは**普通保険約款・特約**をご確認ください。

基本となる補償		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手方への補償	対人賠償保険 ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故で、歩行者や他の車に搭乗中の方など他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、被害者1名ごとに自賠責保険等の補償額を超える部分に対し、 保険金 をお支払いします。	ご契約のお車を運転中の方、その父母・ 配偶者 ・子が死傷した場合の損害 など
	対物賠償保険 ※自動セット	ご契約のお車を運転中等の事故で、他人の車や建物など他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、 保険金 をお支払いします。	ご契約のお車を運転中の方、その父母・ 配偶者 ・子の持ち物や管理中の物などの損害 など
自身の補償	人身傷害保険	自動車事故で、 記名被保険者 またはそのご家族、 ご契約のお車 に搭乗中の方が死傷した場合に、その実際の損害額に対し 保険金 をお支払いします。	地震・噴火・それらによる津波による損害または傷害、レース・ラリーなど競技・曲技・試験に使用すること、またはこれらを目的とする場所を使用することにより生じた損害または傷害 など
	搭乗者傷害保険	自動車事故で、 ご契約のお車 に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で 保険金 をお支払いします。	
	無保険車傷害特約 ※自動セット	無保険車 ^(注) と衝突した場合などで、 記名被保険者 またはそのご家族、 ご契約のお車 に搭乗中の方が死亡された場合または 後遺障害 を被った場合に、 保険金 をお支払いします。 (注) 無保険車とは、対人賠償保険の契約がない等の自動車・バイク等をいいます。	
お車の補償	車両保険	ご契約のお車 が衝突等の偶然な事故や盗難などにより被る損害につき、全損の場合は 保険金額 の全額を、それ以外の場合は損害額から免責金額を控除した金額を、車両保険金としてお支払いします。	酒気を帯びた状態等でお車を運転中の損害、 ご契約のお車 に存在する欠陥、自然消耗、故障損害、タイヤの単独損害 など

また、上記の**保険金**とは別に、事故によって発生する費用を**保険金**としてお支払いするものがあります。また、**被保険者**を、基本となる補償ごとに定めています。  各補償・特約のお支払いする保険金とその額、保険金をお支払いしない主な場合

②免責金額 注意喚起情報

車両保険には免責金額（自己負担額）があり、以下のいずれかの方式からお選びいただけます。なお、契約条件によっては設定できないパターンもありますのでご了承ください。また、ご契約の免責金額については、**申込書類等**でご確認ください。

定額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が、1回目の事故に適用される免責金額と同額となる方式	5万円、10万円、15万円
増額方式	2回目以降の事故に適用される免責金額が、1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式	1回目0万円－2回目以降10万円、 1回目5万円－2回目以降10万円 ^(注)

(注) 「車対車免責ゼロ特約」のセットも可能です。

③主な特約の概要 契約概要

契約時のお申出にかかわらず保険種類や契約条件に応じて自動的にセットされる＜自動セット特約＞と、任意にセットできる＜任意セット特約＞があります。詳細については**普通保険約款・特約**でご確認ください。

- 他車運転特約（他車運転危険補償特約）＜自動セット特約＞
記名被保険者またはそのご家族が他人の自動車を臨時に借りて運転した際に生じた賠償事故（対人・対物）、自損事故傷害事故または車両事故について、**ご契約のお車**の賠償保険（対人・対物）、自損事故傷害特約または車両保険の規定を適用して、臨時に借りた自動車の自動車保険に優先して**保険金**をお支払いします。
- 搭乗中のみ補償特約（人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ補償特約）＜任意セット特約＞
人身傷害保険の補償範囲が、**ご契約のお車**に搭乗中の事故に限定されます。

事故の種類 契約タイプ（注）	ご契約のお車に 搭乗中の事故	他人のお車、バス、タクシー に搭乗中の事故	歩行中等の 自動車事故
一般タイプ	○	○	○
搭乗中のみタイプ	○	×	×

○：補償されます ×：補償されません

（注）人身傷害保険にこの特約をセットしない場合を＜一般タイプ＞、セットする場合を＜搭乗中のみタイプ＞としています。

●自損事故傷害特約 ＜任意セット特約＞

運転者自身が起こした事故など自賠責保険等の補償の対象とならない事故によって、車両所有者や**ご契約のお車**に搭乗中の方が死傷した場合に、定額で**保険金**をお支払いします。（人身傷害保険をセットしない場合にセットできます。）

●車両危険限定補償特約 ＜任意セット特約＞

車両保険の補償範囲が、単独事故や相手の車を確認できない事故が対象外となる等、以下のとおり限定されます。

事由	契約タイプ（注）	一般タイプ	限定タイプ
火災・爆発、台風、洪水、高潮		○	○
盗難、落書、いたづら、飛来中・落下中の他物との衝突		○	○
他の車（原動機付自転車を含む）との衝突・接触		○	△
他の車（原動機付自転車を含む）以外との衝突・接触 （車庫入れの失敗、電柱・ガードレール等への衝突、歩行者・自転車との事故 など）		○	×
あて逃げ		○	×

○：補償されます ×：補償されません △：他の車（登録番号等、運転者または所有者住所・氏名）が確認できた場合のみ補償

（注）車両保険にこの特約をセットしない場合を＜一般タイプ＞、セットする場合を＜限定タイプ＞としています。

●車対車免責ゼロ特約（車両保険の免責金額に関する特約）＜任意セット特約＞

相手を確認できる他の車との衝突・接触事故の場合に限り、車両保険の1回目の請求事故のみ、車両保険の免責金額がゼロとなります。（免責金額を1回目の事故時5万円、2回目以降の事故時10万円とする場合に限りセットできます。）

●弁護士費用補償特約（自動車事故弁護士費用等補償特約）＜任意セット特約＞

記名被保険者もしくはそのご家族または**ご契約のお車**に搭乗中の方が、自動車被害事故で死傷したり財物に損害を被った場合に、相手方に損害賠償請求を行う際に当社の同意を得て支出した損害賠償請求費用（弁護士報酬、訴訟費用 等）をお支払いします。（ただし、実際に負担した金額で1事故につき**被保険者**1名ごとに300万円限度となります。また法律相談費用についても、1事故につき**被保険者**1名ごとに10万円を限度にお支払いします。）

●原付特約「賠償タイプ」「賠償・自損傷害タイプ」「賠償・人身傷害タイプ」＜任意セット特約＞

（原動機付自転車に関する「賠償損害」「賠償損害・自損傷害」「賠償損害・人身傷害」補償特約）

記名被保険者またはそのご家族が原動機付自転車（借用車も対象。以下同様とします。）を所有・使用・管理しているときに生じた賠償事故（対人・対物）、または原動機付自転車に搭乗中に生じた自損事故傷害事故もしくは人身傷害事故につき、それぞれのタイプに応じて**ご契約のお車**の賠償保険（対人・対物）・自損事故傷害特約・人身傷害保険の規定を適用して**保険金**をお支払いします。

●eサービス（証券不発行）特約（保険証券の不発行に関する特約）＜任意セット特約＞

この特約をセットすると、保険証券を発行しません。（ご契約の内容は、お客さま専用ホームページの画面表示で確認できます。）また、eサービス（証券不発行）割引が適用されます。

④保険金額の設定

契約概要

保険金額は、補償種類ごとに決めるものと、既に金額が決まっているものがあります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。なお、お客さまが実際に契約する**保険金額**については、**申込書類等**でご確認ください。

⑤補償される運転者の範囲

契約概要

注意喚起情報

ア. 運転者年齢条件

運転者年齢条件が適用される方^{（注）}のうち**ご契約のお車**を運転される最も若い方の年齢に応じて、「年齢を問わず補償」「21歳以上補償」「26歳以上補償」「30歳以上補償」または「35歳以上補償」のいずれかの運転者年齢条件を設定いただけます。運転者年齢条件を充たさない方が運転中の事故は**保険金**をお支払いできません。



(注) 運転者年齢条件が適用される方は下記 (a) ～ (d) のとおりです。下記 (a) ～ (d) 以外の方（友人・知人、別居の親族、別居の未婚の子など）は、設定した運転者年齢条件にかかわらず補償されます。

(a) 記名被保険者

(b) 記名被保険者の配偶者

(c) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(d) (a) ～ (c) までのいずれかに該当する方の業務に従事中の使用人

なお、**ご契約のお車**を運転される最も若い方が**記名被保険者**の同居のお子さまなどの場合には、子供年齢条件を設定することをおすすめします。



子供年齢条件

イ. 運転者家族限定特約、運転者本人・配偶者限定特約、運転者本人限定特約
補償の対象となる運転者の範囲が、以下のとおり限定されます。

運転される方 セットする特約	(1) 記名被保険者	(2) 記名被保険者の配偶者	(3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子	(4)(1) ～ (3) 以外の方
なし	○	○	○	○
運転者家族限定特約	○	○	○	×
運転者本人・配偶者限定特約	○	○	×	×
運転者本人限定特約	○	×	×	×

○：補償されます ×：補償されません

⑥ 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

- 保険期間：1 年間
- 補償の開始：保険期間の初日の午後 4 時（**申込書類等**にこれと異なる時刻が表示・記載されている場合にはその時刻）
- 補償の終了：満期日の午後 4 時

(3) 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下のような要素等によって決定されます。

(※) 当社では、損害率の動向等に応じて**保険料**の見直しを随時行っており、**保険料**は予告なく変更となる場合があります。また、**記名被保険者**の年齢や型式別料率クラス（毎年見直しを行います。）が変わることにより、料率改定や前契約の事故がなくてもご継続の際に**保険料**が高くなる場合があります。

お客さまが実際に契約する**保険料**については、**申込書類等**にてご確認ください。

ノンフリート等級別料率制度	前契約の保険事故の有無や件数等に基づき 1 等級から 20 等級までのノンフリート等級、無事故／事故有の区分、事故有係数適用期間を決定し 保険料 を割り・割増する制度です。ノンフリート等級および事故有係数適用期間は、他の損害保険会社や J A 共済等所定の共済からも引き継ぐことができますが、バイク保険、ドライバー保険との間では引き継ぐことができません。  ノンフリート等級別料率制度における割増引率の適用方法、ノンフリート等級別料率制度における事故の取扱い、ノンフリート等級の引継ぎに関するご注意、契約後の他社とのノンフリート等級に関する情報の確認						
セカンドカー割引	新たに取得した 2 台目以降のお車につき初めて契約する場合において、次の条件をすべて満たすときは、セカンドカー割引が適用され、7 等級でのお引受けとなります。 <table><tr><th>すでに契約している自動車保険 (1 台目のご契約)</th><th>初めて契約する自動車保険 (2 台目以降のご契約)</th></tr><tr><td>ノンフリート等級 2 台目以降のご契約の始期日時点で、11 等級以上の有効なご契約であること</td><td>記名被保険者 個人であって、次のいずれかに該当すること ① 1 台目のご契約の記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ 「①または②」の同居の親族</td></tr><tr><td>用途・車種 自家用 6 車種、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）および特種用途自動車（キャンピング車）のいずれかであること</td><td>ご契約のお車の所有者 個人であって、次のいずれかに該当すること ① 1 台目のご契約のお車の所有者 ② 1 台目のご契約の記名被保険者 ③ ②の配偶者 ④ 「②または③」の同居の親族</td></tr></table>	すでに契約している自動車保険 (1 台目のご契約)	初めて契約する自動車保険 (2 台目以降のご契約)	ノンフリート等級 2 台目以降のご契約の始期日時点で、11 等級以上の有効なご契約であること	記名被保険者 個人であって、次のいずれかに該当すること ① 1 台目のご契約の 記名被保険者 ② ①の 配偶者 ③ 「①または②」の同居の 親族	用途・車種 自家用 6 車種、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）および特種用途自動車（キャンピング車）のいずれかであること	ご契約のお車の所有者 個人であって、次のいずれかに該当すること ① 1 台目のご契約のお車の所有者 ② 1 台目のご契約の 記名被保険者 ③ ②の 配偶者 ④ 「②または③」の同居の 親族
すでに契約している自動車保険 (1 台目のご契約)	初めて契約する自動車保険 (2 台目以降のご契約)						
ノンフリート等級 2 台目以降のご契約の始期日時点で、11 等級以上の有効なご契約であること	記名被保険者 個人であって、次のいずれかに該当すること ① 1 台目のご契約の 記名被保険者 ② ①の 配偶者 ③ 「①または②」の同居の 親族						
用途・車種 自家用 6 車種、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）および特種用途自動車（キャンピング車）のいずれかであること	ご契約のお車の所有者 個人であって、次のいずれかに該当すること ① 1 台目のご契約のお車の所有者 ② 1 台目のご契約の 記名被保険者 ③ ②の 配偶者 ④ 「②または③」の同居の 親族						
記名被保険者年齢別料率区分	次の条件をすべて満たす場合は、始期日の 記名被保険者 の年齢に応じて 保険料 を算出します。（ただし、お車の使用目的が業務使用の場合を除きます。） ① お車の 用途・車種 が、自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車 ② 運転者年齢条件が、26 歳以上補償、30 歳以上補償または 35 歳以上補償（子供年齢限定特約がセットされている場合は、子供年齢条件が 26 歳以上補償または 30 歳以上補償の場合に限ります。）						



型式別料率
クラス制度

お車の用途・車種が自家用（普通・小型）乗用車の場合、お車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する制度です。料率クラスは、1～9クラスの9段階（注）で、補償種類（対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険・搭乗者傷害保険、車両保険）ごとに決定されます。

（注）数値が大きいほど保険料が高くなります。

使用目的

業務使用	年間を通じて（注1）週5日以上または月15日以上業務に使用する場合
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、年間を通じて週5日以上または月15日以上通勤・通学（注2）に使用する場合
日常・レジャー使用	「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合

（注1）始期日時点（保険期間の途中で使用目的を変更される場合はその時点）以降1年間をいいます。
（注2）自宅より最寄駅まで使用する場合や、家族等を送迎する場合（例えば幼稚園の送迎）も含みます。

その他の保険料の割引制度

ご契約条件等によって、各種割引が適用されます。

区分	ご契約条件	ご契約手続等	お車の種類等
割引制度	・運転者限定割引	・インターネット契約割引 ・ご紹介割引 ・eサービス（証券不発行）割引	・新車割引 ・ECO割引

 保険料の割引制度

②保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

「年払」と「月払」から選択いただけます。

	クレジットカード払	コンビニエンスストア払	銀行振込（注1）
年払	○	○	○
月払（注2）	○	×	×

○：選択できます　×：選択できません

（注1）当社Webサイトからのお申込みの場合、ジャパンネット銀行（契約者ご本人名義口座）のみとなります。

（注2）当社Webサイトからのみ申込可能です。また、「月払保険料」の支払い総額は「年払保険料の5%増」となります。

なお、保険期間開始後でも、当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係

③保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料払込方法が「月払」の場合、第2回目以降の保険料は毎月の払込期日までに払い込みください。払込期日の翌月末日まで払込みがない場合、払込期日の翌日以降の事故は保険金をお支払いできないほか、ご契約を解除することがあります。

（4）満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

（1）告知義務

注意喚起情報

保険契約者または被保険者には、ご契約時に「**危険**に関する重要な事項」として当社がおたずねする特に重要な事項（告知事項）（注）について正確に告知いただく義務（告知義務）があります。告知いただいた内容が事実と相違する場合は、ご契約を解除したり、**保険金**をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。（特に、「お車の用途・車種」「使用目的」「前契約の事故の有無」等については、十分ご注意ください。）

（注）申込書類等において「告知事項」または★印で表示しており、電話の際にはおたずねする項目が「告知事項」である旨ご説明します。

3 契約締結後におけるご注意事項

（1）通知義務等

注意喚起情報

①ご契約後、告知事項のうちに掲げる事項（通知事項）の変更が生じた場合には、遅滞なく当社お客様センターにご通知ください。故意または重大な過失によって遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約を解除したり、**保険金**をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

・ご契約のお車の用途・車種、登録番号（登録番号に準ずるものを含む。）（注）

・ご契約のお車の使用目的（業務使用／通勤・通学使用／日常・レジャー使用）

（注）用途・車種の変更により、**自家用6車種**、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）および特種用途自動車（キャンピング車）以外の当社引受範囲外となった場合（「自家用普通乗用車」から「営業用タクシー」等）にはご契約の解約等のお手続きをいただくことになります。また、自家用普通貨物車（最大積載量 0.5 トン超 2 トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）に変更となる場合には、**保険期間**の末日までの間に限り契約内容の変更手続きを行うことができます（継続契約のお引受はできません）。

- ②また、次の事実が発生する場合は契約内容の変更が必要となりますので、予め当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知や追加保険料の払込みがない場合、ご契約を解除したり、**保険金**をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

 ご契約内容の変更に関する留意事項、ご契約のお車の入替

- ・ **ご契約のお車**と同一の**用途・車種**の自動車を新たに取得しお車の入替をする場合や**ご契約のお車**の廃車・譲渡・返還に伴い車両所有者、**記名被保険者**またはそのご家族が既に所有するお車と入替を行う場合
- ・ **ご契約のお車**を譲渡する場合
- ・ **記名被保険者**が変更になる場合
- ・ 年齢条件を変更する場合（ご契約の年齢条件（運転者年齢条件または子供年齢条件）を充たさない方が運転される場合）
- ・ 上記の他、**特約**の追加・削除等契約条件を変更する場合

- ③事故が発生した場合、事故発生の日時、場所、事故の概要を、直ちに当社事故受付センターにご通知ください。直ちにご通知いただかない場合、**保険金**を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

- ④お引越し等によりお申込み時にご記入いただいた住所が変更になった場合も遅滞なく当社お客さまセンターにご通知ください。ご通知いただかない場合、重要なお知らせやご案内ができないことがあります。

(2) 解約返戻金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、当社お客さまセンターにご連絡ください。解約の条件によってご契約の保険期間のうち未経過であった期間の**保険料**を解約返戻金として返還^(注)する、または未払保険料を請求する場合があります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。

(注) ご契約の**保険料**から既に経過している期間に対する短期率を乗じた金額を差し引いた金額となります。月払の場合は、契約内容の変更が行われた場合等の例外を除き、返還保険料はありません。

(3) ご契約の中断制度

注意喚起情報

お車の廃車・一時抹消登録・譲渡または海外渡航等の理由により、ご契約を解約するまたは継続しない場合は、ご契約を一時的に中断し、中断するご契約の事故の有無・内容・件数等により決定されるノンフリート等級および事故有係数適用期間を新たなご契約に適用できる、「中断制度」があります。詳しくは当社お客さまセンターまでお問い合わせください。なお、中断日（ご契約の解約日または満期日）から13ヶ月以上ご連絡がない場合や、海外出国日が中断日から6ヶ月を超える場合はこの制度をご利用できませんので、ご注意ください。



中断証明書発行の主な条件、中断後の新たなご契約の主な条件

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして「損害保険契約者保護機構」があり、当社もこの制度に加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっており、引受保険会社が破綻した場合でも、**保険金**や解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前および破綻時から3ヶ月以内に発生した事故による**保険金**は100%補償されます。

(2) 個人情報に関する取扱い

注意喚起情報

①個人情報の利用目的

本契約で取得した個人情報を、次の目的および下記③に掲げる目的に必要な範囲を超えて利用しません。

- (A) 当社が取り扱う商品の販売・サービスのご案内・ご提供（契約の引受審査、維持・管理を含みます。）を行うため
- (B) 保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会等を含みます。）・保険金の支払い、保険事故に係る各種付帯サービスのご案内またはご提供を行うため
- (C) 当社の提携先企業の商品・サービスに関する情報のご案内のため
- (D) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融商品・サービスの開発・研究のため
- (E) キャンペーン等の抽選やプレゼント・賞品の送付のため
- (F) その他、お客さまへの情報提供等お取引を適切かつ円滑に履行するため

保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

②個人情報の提供先

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に、個人情報を提供することがあります。

③共同利用

- (A) 保険契約の締結または保険金支払いの判断の参考とさせていただくために、損害保険会社等との間で、個人情報を共同利用します。また、自賠責保険に関する適正な支払いのために損害保険料率算出機構との間で、個人情報を共同利用します。
- (B) 当社は、MS & ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社がグループ会社の経営管理を行うため、同社との間で、個人情報を共同利用することがあります。詳細につきましては、MS & ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社のホームページをご覧ください。

- ④当社は、インターネットまたはお電話を通じてご申告いただいた内容を、録音・記録・保存しています。



■補償の重複に関するご注意

以下の補償をセットされる場合で、**記名被保険者**およびそのご家族について、既に補償内容が同様の他の保険契約がある場合、補償の重複が生じることがありますので、他の保険契約との補償内容の差異や**保険金額**等を十分ご確認ください。各補償内容の詳細は**普通保険約款・特約**で確認ください。

人身傷害保険	ご契約のお車 以外のお車の保険にも人身傷害保険等をセットしている場合等 ※併せて「搭乗中のみ補償特約」のセットにより、補償範囲が限定され、 保険料 がお安くなります。ただし、廃車等に伴い、「搭乗中のみ補償特約」をセットしていないご契約を解約された場合等には「 ご契約のお車 に搭乗中以外の補償がなくなる」ことがありますのでご注意ください。
原付特約	原動機付自転車について適用される他の保険契約等がある場合
弁護士費用補償特約	ご契約のお車 以外のお車・バイクの保険にも弁護士費用補償特約をセットしている場合等 ※「 記名被保険者 およびそのご家族」以外の方については、弁護士費用補償特約をセットされた ご契約のお車 に搭乗中の場合のみ補償されますのでご注意ください。

なお、補償の重複を避けるためにこれら補償を1契約のみにセットする場合、廃車等に伴うそのご契約の解約や、家族状況の変化（同居から別居への変化等）により、これら補償がなくなることがありますので、十分ご注意ください。

■クーリングオフ

・ご契約のお申込み後でも、「保険証券兼領収証」または「保険引受のご案内」ハガキ^(注)を受領された日から8日以内であれば、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

(注) これら書面がお手元に届いていない場合は、当社お客さまセンターにお問い合わせ下さい。

ただし、既に**保険金**をお支払いする事由が生じているにも関わらずお申出の場合は、効力は生じません。

・下記の宛先へ、必ず郵便（ハガキ）でお申出ください（お電話・FAX・メール等でのお申出はできません）。

宛先	〒112-0004 東京都文京区後楽1-5-3 三井ダイレクト損害保険株式会社 お客さまセンター宛て
記載事項 ^(注)	クーリングオフする旨の記載／ご契約者の氏名（押印）、住所、連絡先電話番号／契約申込日／保険種類（自動車保険）／証券番号

(注) 返還保険料振込口座は、後送する「変更届出書」にご記入いただきますので、ハガキへの記入は不要です。

・クーリングオフした場合、既に払い込まれた**保険料**は返還します。またクーリングオフによる損害賠償金や違約金は不要です。

■ご契約に事故があった場合の、ご継続時の留意事項

ご契約期間中の事故回数やその結果に基づき決定される翌年度のノンフリート等級等によっては、次回のご契約の引受内容が制限される場合またはお引受できない場合があります。

■重大事由による解除

次の場合は、ご契約を解除し、**保険金**をお支払いできないことがあります。

(A) 当社に**保険金**を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合。

(B) **保険金**の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。

(C) 暴力団関係者その他の反社会的勢力^(注)に該当すると認められた場合等。

(D) 上記のほか、(A)～(C)と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合。

(注) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

■事故が起こった場合

保険金の請求を行うときは、保険金請求書に加え、**普通保険約款・特約**に定める書類や、「約款のしおり（普通保険約款・特約）」の「保険金のご請求時に提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

 保険金のご請求時に提出いただく書類、示談交渉

<保険会社等の相談・苦情・連絡窓口>	<指定紛争解決機関> 注意喚起情報
○ご契約に関するご質問・変更のお手続き等は、 当社「お客さまセンター」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-312-405（受付時間：平日 午前9時～午後10時、土・日・祝日 午前9時～午後6時）	当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
○事故が起こった場合には、 当社「事故受付センター」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-258-312（24時間 365日対応）	当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 電話番号 0570-022808〔ナビダイヤル〕
○保険に関する相談・苦情・お問い合わせは、 当社「お客さま相談デスク」へご連絡ください。 連絡先電話番号 0120-312-770（受付時間：平日 午前9時～午後5時）	（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時） 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（ http://www.sonpo.or.jp/ ）

【保険用語のご説明】

「約款のしおり（普通保険約款・特約）」にも「保険用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。

 相手を確認できる他の車、解約日、家族、原動機付自転車、後遺障害、始期日、事故有係数適用期間、自賠責保険等、前契約、全損、保険期間、満期日、免責金額

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	オプションとなる補償内容など 普通保険約款 に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象（者）等	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、 保険料 の支払義務を負う方をいいます。
	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
	記名被保険者	ご契約のお車 を主に運転される方で、保険証券記載（ 注1 ）の 被保険者 をいいます。
	ご契約のお車	保険契約により保険の対象となるお車（被保険自動車）のことをいい、保険証券に明記（ 注1 ）されます。
保険金	保険金	普通保険約款 および保険契約にセットされる 特約 により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき 保険金 の限度額であって、保険証券記載（ 注1 ）の保険金額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者 が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
	配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（内縁）を含みます。
	親族	配偶者 、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
	自家用6車種	用途・車種 が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）に該当する自動車をいいます。
	用途・車種	登録番号標等（ナンバープレート）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車（ 注2 ）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）（ 注2 ）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）（ 注2 ）、特種用途自動車（キャンピング車）の区分をいいます。
	申込書類等	当社Webサイトの契約画面または申込書兼確認書、継続のご案内もしくは継続見積書をいいます。

（注1）eサービス（証券不発行）特約がセットされている場合は、ご契約の内容について表示したお客さま専用ホームページの画面に表示されます。

（注2）自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）についてはダンプ装置のあるものは含みません（お引受、補償の対象外となります）。

 の項目については、「約款のしおり（普通保険約款・特約）」をご参照ください。 青色の文字の用語については、上記の【保険用語のご説明】をご参照ください。